

「水銀に関する水俣条約」採択1年記念フォーラム

水銀条約の早期発効と国内対策の具体化を

昨年10月の国際会議で「水銀に関する水俣条約」が採択されました。

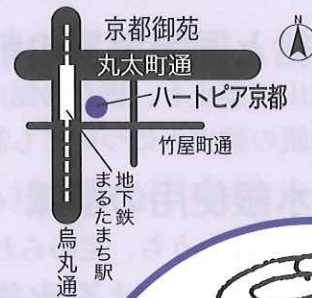
この条約のもとで、水銀の生産から廃棄、さらに保管に至るまで、さまざまな規制が行われることとなります。

日本政府も、この条約のもとでの国内対策の検討をはじめています。

条約採択1年を記念する今回のフォーラムでは、関係者の情報・意見交換を通じて認識の共有をひろげ、今後の国内対策について方向付けを行うことをめざしています。

2014年10月11日(土)
午後2時～(午後1時30分開場)
ハートピア京都3F大会議室

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る・地下鉄「まるたまち」5番出口



●プログラム

【第1部】 午後2時～4時15分

講演「水銀条約と日本の環境政策」

講師 植田和弘(京都大学教授)

報告 水銀による越境汚染の現状と課題

講師 永淵修(滋賀県立大学教授)

報告 水銀含有廃棄物の適正処理のために

講師 浅利美鈴(京都大学助教)

報告 京都市における水銀含有廃棄物処理等の取組について

講師 若林完明(京都市ごみ減量推進課担当課長)

【第2部】 午後4時30分～5時15分

記録映画「水俣病＝その20年＝」上映

(1976年/43分/製作：高木隆太郎/監督：土本典昭)

公害の原点である水俣病を追う迫真のドキュメンタリー。水俣病の発症から民事裁判の終結、チッソ本社との交渉の日々までの20年を、膨大な記録フィルムの中から構成。加害企業の無責任さ、責任を認めない政府、被害患者の放置…、ミナマタで起こったことを分かりやすく説明します。

主催●特定非営利活動法人コンシューマーズ京都(京都消団連)

共催●一般社団法人蛍光管リサイクル協会

協力●京都映画センター 後援●京都市ごみ減量推進会議/京都グリーン購入ネットワーク

【連絡先】コンシューマーズ京都 〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下る ヒロセビル4F
Tel.075-251-1001 Fax.075-251-1003 Eメール:syodanren@mc2.seikyone.jp



- 定員200名(先着順)
- 参加無料



このフォーラムは平成26年度独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金の助成事業として実施します。

「水銀に関する水俣条約」採択1年記念フォーラム参加申込書

(下欄にご記入いただき、075-251-1003までFax送信ください)

お名前	所属	連絡先(Tel. Fax)

※ご記入いただきました個人情報は目的外には使用しません。

「水銀条約」で 決められた こと



「水銀条約」の主な内容は以下のとおりです

●水銀の供給と国際貿易の削減(3条)

新規の水銀鉱山は禁止し、既存の鉱山からの産出も、その国で水銀条約が発効してから15年以内に禁止します。また水銀の輸出入についても制限を加えています。

●製品への水銀使用の削減(4条・6条)

水銀を含有する製品のうち、定められたものは2020年までに製造、輸出入を原則禁止としています。

●製造プロセスにおける水銀使用の削減(5条・6条)

水俣病の原因となったアセトアルデヒド製造プロセスでの水銀使用は2018年までに禁止します。

●途上国での小規模な金採掘現場での水銀使用・排出の削減(7条)

●水銀の大気への排出、水・土壌への排出の抑制(8条・9条)

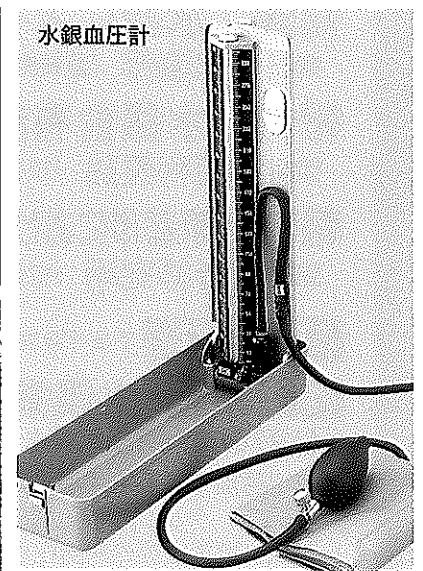
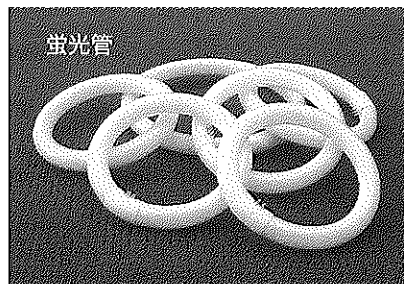
石炭火力発電所、石炭焼き産業用ボイラー、非鉄金属精錬施設、廃棄物焼却施設、セメント生産施設という5つの施設を対象に、水銀の大気中への排出を削減する対策を実施するようになっていきます。

●資金・技術支援(13条・14条)

水銀排出の大きな部分を占めている途上国が、条約に定めた対策を実施できるよう、資金面でも、技術面でも支援していく仕組みをつくることにしています。

●水銀条約の発効(31条)

水銀条約は、50か国が締結（日本の場合は国会での承認）してから90日後に発効します。国連環境計画（UNEP）では2016年の発効を目安としています。



日本政府はリーダーシップを

条約名に「水俣」が入ったのは「水俣病を経験している国であることをふまえ、条約制定に積極的に貢献したい」という日本政府の提案によるものです。日本政府は、条約にともなう国内対策の整備とあわせて、条約の早期発効のためにリーダーシップを発揮すべきです。

